

## 千葉市議会議員の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員の資産等報告書の閲覧を10月8日（火）から開始しますので、お知らせします。

### 1 対象者

議員（50名）

### 2 閲覧に供する報告書

#### （1）資産等報告書

議員は、その任期開始の日（令和元年5月1日）において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

#### 報告すべき資産等

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物
- ④預金及び貯金（普通預金及び普通貯金を含む。）
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- ⑨借入金

#### 【報告書の作成及び閲覧スケジュール】

基準日	作成期限	閲覧準備期間	閲覧開始日	保存期間
R1.5.1	R1.5.1（水）～ R1.8.8（木）	R1.8.9（金）～ R1.10.7（月）	R1.10.8（火）	R6.8.8

### 3 報告書の保存及び閲覧

- （1）保存期間 報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- （2）閲覧対象者 何人も閲覧できる
- （3）閲覧開始日 令和元年10月8日（火）
- （4）閲覧時間 午前9時から午後5時15分まで
- （5）閲覧場所 議会事務局総務課（議事堂1階）